

地域医療再生のために必要な予算措置を求める意見書

全国各地で地域医療の崩壊が叫ばれている昨今、国の平成21年度補正予算に計上された「地域医療再生臨時特例交付金」は、財政事情の厳しい地方にとって、地域医療に関する諸課題を抜本的に解決するため、必要不可欠な財源であり、その交付を前提として「地域医療再生計画」の策定作業を進めてきたところである。

本県においても、医師の診療科偏在や地域偏在などにより、地域医療を取り巻く状況は極めて深刻であることから、この交付金を最大限に活用して地域医療の再生を図るため、全国のモデルとなり得る先進性や独創性を備えた「地域医療再生計画」の策定に取り組み、市町村や地域の中核的な医療機関をはじめ、多くの関係者から意見を聴取するとともに、2度にわたって有識者で構成する「地域医療対策協議会」を開催して意見を伺い、ようやく原案を取りまとめたところである。

このように、県が関係者と一丸となって「地域医療再生計画」の策定を進める中、政府による一方的な判断により「地域医療再生臨時特例交付金」の一部執行停止が表明された。

かかる政策決定により、「地域医療再生計画」に位置付けた施策が十分に実現できないことになれば、地域医療の再生に遅れが生じることはもとより、時宜を失うことにより地域医療の崩壊を加速することにもなりかねない。

よって、国においては、地方における地域医療再生の重要性を深く認識し、地方の実情や意見を十分に踏まえた政策決定を行うとともに、地域医療再生に必要な予算措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗